

定 款



一般社団法人 香川県腎臓病協議会

一般社団法人香川県腎臓病協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人香川県腎臓病協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、腎臓病に関する正しい知識の普及及び社会啓発並びに腎臓病患者の自立及び社会参加の促進を図り、もって県民の保健及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 腎臓病の予防及び治療に関する知識の普及及び啓発を目的とする事業
- (2) 腎臓移植に関する啓発を目的とする事業
- (3) 広報誌の発行を通して、腎臓病の予防及び治療並びに腎臓移植に関する知識を県民に広める事業
- (4) 腎臓病患者の自立支援、福利厚生並びに福祉の向上及び増進を目的とする事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員この法人の目的に賛同して入会したこの法人の事業を賛助する個人または団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会で別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 会長は、会員の入会の状況について社員総会で報告する。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員がこの法人の名誉を毀損し、秩序を乱し、又は、この法人の設立の趣旨もしくは、この定款に反する行為を行ったときは、社員総会において出席した正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめ、その会員に除名の理由を通知し、除名の議決を行う社員総会において、弁明の機会をあたえなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が前2条のほか、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 事業年度期間内に会費を納入しないとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会費等の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の提出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (3) 理事及び監事の選任又は解任、報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 事業報告及び決算
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時総会として毎年度1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(召集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

2 すべての正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の召集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、すべての正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事、監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事及び監事

(種別及び選任)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
 - (2) 副会長1人以上5人以内
 - (3) 専務理事1人
 - (4) 常務理事1人
 - (5) 理事(会長、副会長及び専務理事、常務理事を含む。)10人以上20人以内
 - (6) 監事2人
- 2 前項第1号の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、社員総会において選任する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 理事又は監事に欠員を生じた場合において、社員総会を招集するいとまがないときは、理事会において選任し、その後最初に開催される社員総会において、その承認を得なければならない。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねる事ができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたとき、又はこの法人との利益が相反するときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 専務理事、常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前までに退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

(役員解任)

第24条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において出席した正会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする時は、あらかじめ、その役員に解任の理由を通知し、解任の議決を行う社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に規定する報酬等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行その他の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長の選定及び解職

(召集)

- 第28条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたる時又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が提案したある事案について議決参加できる理事の全員が書面や電子メール等で、同意した場合にはその議案については可決したものととして取り扱う。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 名誉会長等

(名誉会長等)

- 第31条 この法人に、理事会の議決を経て名誉会長及び前会長を置くことができる。
- 2 名誉会長は、会長の求めに応じて必要な助言をすることができる。
 - 3 前会長は、会長の諮問に応じ、この法人の業務の運営その他必要な事項について意見を述べるることができる。

第8章 事務局

(設置等)

- 第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局長及び職員の事務分掌、給与等については、理事会において決める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 助成金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第35条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、社員総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じ、執行することができる。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収入又は支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第1号、第2号、及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 解散

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、一般法人法第148条第1項から第7項の規定により解散する。

2 一般法人法第148条第3項の規定により社員総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 解散の時に存する残余財産は、社員総会において正会員の総数の3分の2以上の同意を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第11章 公告の方法

(公示の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

(書類及び帳簿の備付け)

第42条 この法人の事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年4月1日より施行する)
- 2 この法人の最初の会長は金丸正信とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条第1項の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。